

平成 2 3 年度

事 業 概 要

(平成 2 2 年度事業実績)

福岡県障害者更生相談所

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7

TEL 092-586-1055

FAX 092-586-1065

目 次

I 福岡県障害者更生相談所の概要

1	目 的	1
2	沿 革	1
3	業務の内容	2
4	組 織	4
5	施設の概要	4
6	所管地域	5
7	案内図	7

II 業務の実績

1	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳）業務	8
2	身体障害者更生相談所業務	14
3	知的障害者更生相談所業務	18
4	研修会・会議等の開催状況	23

III 参考資料

1	社会資源名簿（関係機関）	24
---	--------------	----

I 福岡県障害者更生相談所の概要

1 目的

福岡県障害者更生相談所は、身体障害者及び知的障害者に関する更生相談業務の有機的な推進と県民サービスの向上を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に基づく「知的障害者更生相談所」を統合したものであり、身体障害者及び知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導を行うとともに、医学的・心理学的・職能的判定等を行います。

2 沿革

（1）身体障害者更生相談所

昭和27年11月	福岡県身体障害者更生指導所(筑紫郡筑紫野町二日市)内に設置
昭和34年9月	筑紫郡大野町曙町に身体障害者更生指導所とともに移転する。
昭和37年11月	身体障害者更生指導所と白木原授産場が統合され、福岡県障害者福祉センターとなり、更生相談所もセンター内に設置される。
昭和40年4月	北九州市が身体障害者更生相談所を開設。
昭和54年5月	福岡市が身体障害者更生相談所を開設。
昭和55年12月	福岡県身体障害者リハビリテーションセンターの開設に伴い、糟屋郡古賀町に移転する。
平成9年1月20日	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、障害者更生相談所として春日市に開設する。

（2）知的障害者更生相談所

昭和35年12月	知的障害（精神薄弱）者福祉法の制定に伴い、筑紫郡大野町の身体障害者更生指導所内に知的障害者更生相談所を設置。
昭和37年11月	身体障害者福祉センターに併設される。
昭和48年11月	北九州市との覚書により、北九州市立障害福祉センターの職員を知的障害者更生相談所駐在員として発令、北九州市については、判定業務を駐在員で対応することとなる。
昭和51年11月	身体障害者福祉センター併設から中央児童相談所（福岡市中央区大手門）併設となる。
平成5年4～6月	北九州市、福岡市の知的障害者更生相談所業務開始により、両政令市に知的障害者更生相談所業務を移管。
平成9年1月20日	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、障害者更生相談所として春日市に開設する。

3 業務の内容

(1) 身体障害者更生相談所業務

① 補装具の交付及び適合に関する判定

身体障害者の日常生活や職業生活を容易にするため、市町村が給付する義肢、装具、車いす、補聴器などの補装具について、交付の適否、処方及び適合についての判定を行います。

② 自立支援医療（更生医療）の要否判定

人工透析、ペースメーカー植込術、人工関節置換術などの、障害の軽減や日常生活能力の維持・回復を目的とした更生医療について、市町村の依頼により、その適否を判定します。

③ 障害者自立支援法における判定（意見）

市町村において、障害程度区分決定等を含む障害者自立支援法の支給決定を行うに際して、専門的な立場からの所見を必要とする場合、市町村からの依頼により、医学的・心理学的・職能的判定を行います。また、必要に応じて意見を述べます。

④ 身体障害者手帳の交付事務（平成20年度から）

県下の身体障害者手帳の交付事務を一括して行います。（政令市、中核市を除く）

⑤ 障害程度審査委員会

身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、障害程度の認定について専門的判断を要するものや、疑義のある案件等について審査を行います。

⑥ 専門的技術的援助指導・情報提供

市町村等に対する専門的技術的援助指導を行うとともに、市町村・更生援護施設等と情報を交換し、必要な情報提供を行います。

⑦ 市町村、補装具業者等に対する研修指導

市町村職員や補装具業者を対象として、資質の向上と更生援護業務を適正に実施するための研修を行います。

⑧ 医師の指定、指定自立支援医療機関の指定に係る業務（平成20年度から）

身体障害者福祉法第15条による医師の指定、及び障害者自立支援法第59条に基づき更生医療を行う指定自立支援医療機関の指定に係る業務を行います。

⑨ 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の事務局業務（平成20年度から）

指定医師の決定や更生医療を行う指定自立支援医療機関の指定審査、手帳の障害程度決定に係る審査等の審議会諮問案件の整備、開催日の日程調整等の事務局業務を行います。

(2) 知的障害者更生相談所業務

① 療育手帳の新規判定及び再判定

知的障害者に対して一貫した相談・指導を行い、各種の援助措置を受けやすくするための療育手帳の交付に関して、原則として、18歳以上の知的障害者についての判定及び再判定を行います。

② 療育手帳の交付事務（平成20年度から）

県下の療育手帳の交付事務を一括して行います。（政令市を除く）

③ 障害者自立支援法における判定（意見）

市町村において、障害程度区分決定等を含む障害者自立支援法の支給決定を行うに際して、専門的な立場からの所見を必要とする場合、市町村からの依頼により、医学的・心理学的・職能的判定を行います。また、必要に応じて意見を述べます。

④ その他の知的障害者に関する相談

知的障害者の職業、医療・保健や生活等に関する相談に応じています。

⑤ 市町村等に対する研修、関係機関との連絡調整

市町村等職員に対する研修会を実施するほか、職業安定所等関係機関への情報提供や連絡調整等を行っています。

⑥ 情報の収集・統計資料の整備等

知的障害者の福祉に関する情報を収集し、統計資料の整備等を行っています。

(3) 来所判定日

(4) 巡回相談・出張判定

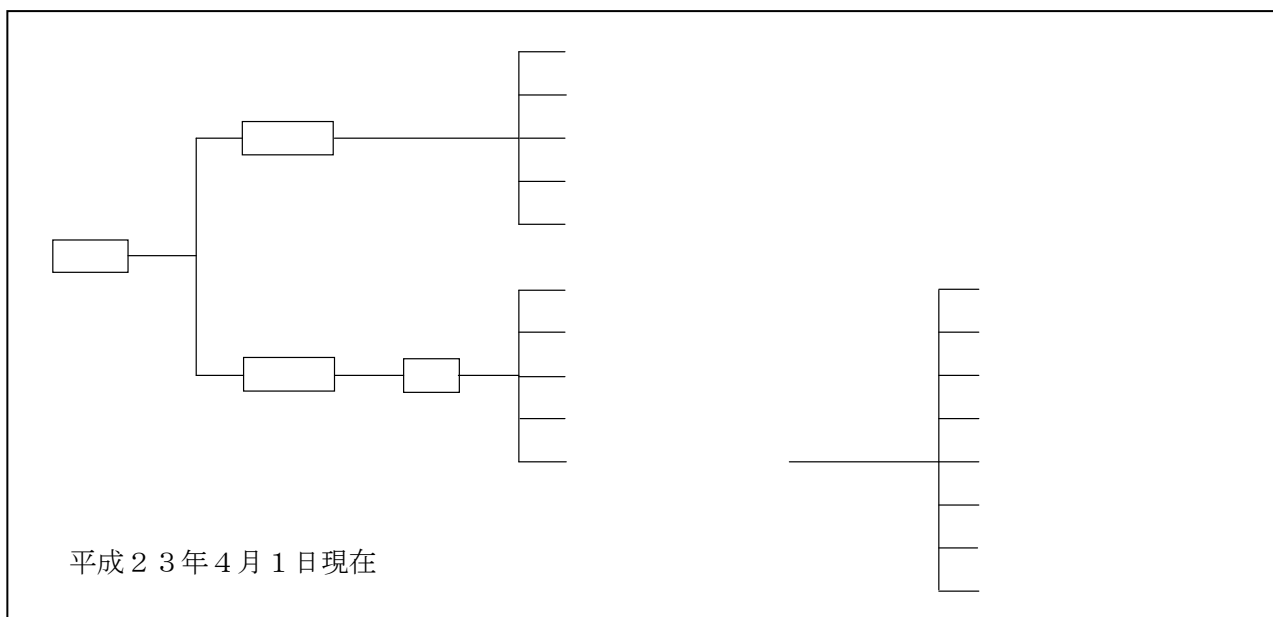
① 身体障害者

県内各地を巡回し、補装具に関する医学的判定及び身体障害者の更生に必要な相談に応じ、指導助言を行います。

② 知的障害者

保健福祉（環境）事務所、援護施設、市町村等に出張し、療育手帳に関する相談及び判定・再判定を行います。

4 組織



5 施設（建物）の概要

- (1) 敷地面積 3,000㎡
- (2) 建物の構造 鉄筋コンクリート3階建て
- (3) 入居事務所
 - 1階 障害者更生相談所
 - 2階 精神保健福祉センター
 - 3階 福岡児童相談所



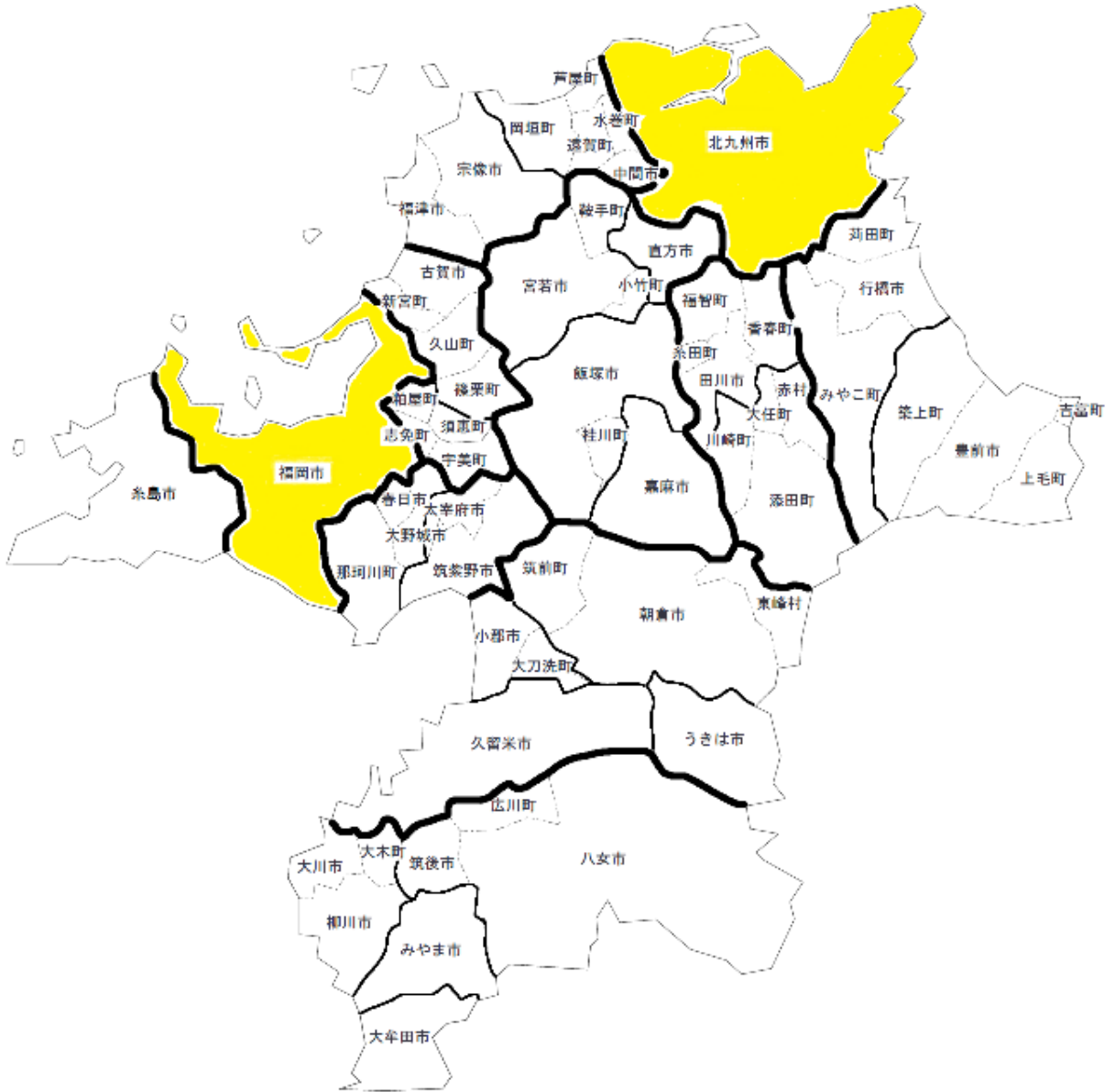
6 所管地域

当所の所管地域は、政令市（北九州市・福岡市）を除く地域で、人口は2,657千人、世帯数は2,198千世帯で、人口1000人に対する手帳所持者数（出現率）は、身体障害が47.1%、知的障害が7.4%となっている。

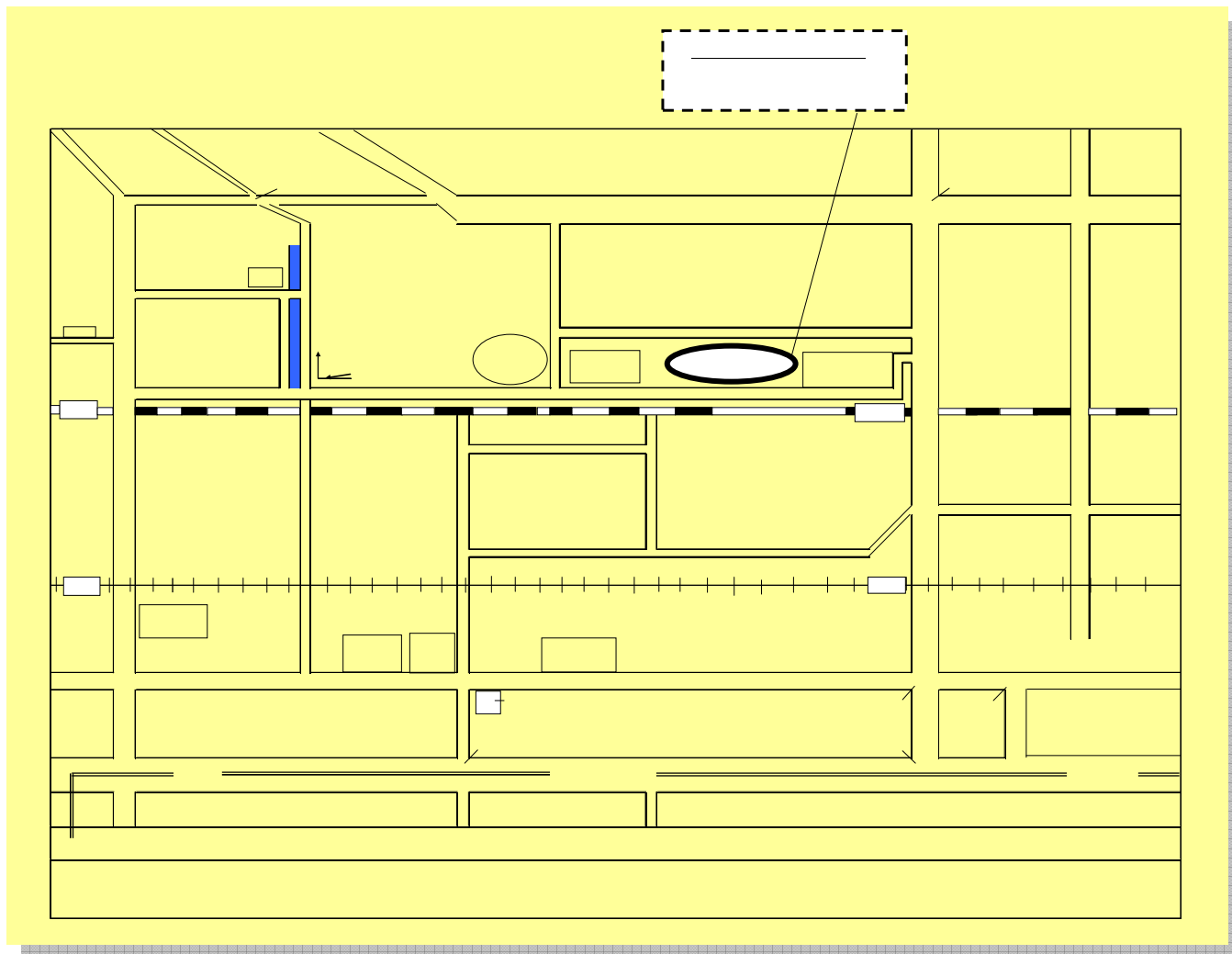
※ %（パーミル）人口1000人に対する人員

なお、久留米市は、中核市へ移行した平成20年度から身体障害者手帳の事務を行っている。

県内の障害保健福祉圏域は13圏域で、各地域の県保健（福祉）環境事務所及び市町村（26市30町2村）と連携を図りながら、事業を実施している。



7 案内図



〒816-0804

福岡県春日市原町3丁目1-7（駐車場あり）

- ・ JR「春日」駅下車徒歩約4分
- ・ 西鉄電車「春日原」駅下車徒歩約12分

1 F	障害者更生相談所	TEL (092) 586-1055
		FAX (092) 586-1065
		E-mail shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp
2 F	精神保健福祉センター	TEL (092) 582-7500
		FAX (092) 582-7505
3 F	福岡児童相談所	TEL (092) 586-0023
		FAX (092) 586-0044

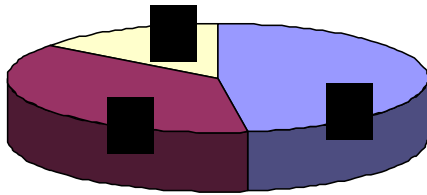
Ⅱ 業 務 の 実 績

1 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳）業務

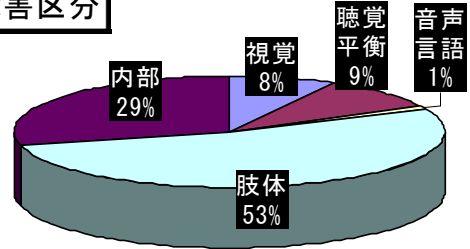
(1) 身体障害者手帳

所持者数（平成23年3月末現在）

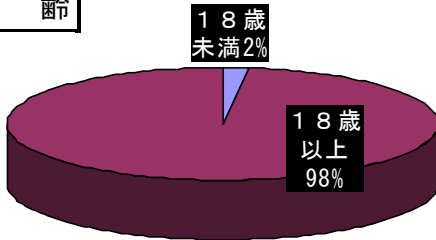
障害等級



障害区分



年齢



県内の身体障害者手帳所持者数は、226,682人で、政令市及び中核市を除く、当所所管地域の同手帳所持者数は112,297人（49.5%）、このうち肢体不自由が54%と最も多く、次いで内部障害の心臓機能障害16.9%となっている。

平成22年4月から肝臓機能障害が内部障害として認定されることになった。

身体障害者手帳所持者数（障害・級別：政令市・中核市を除く）

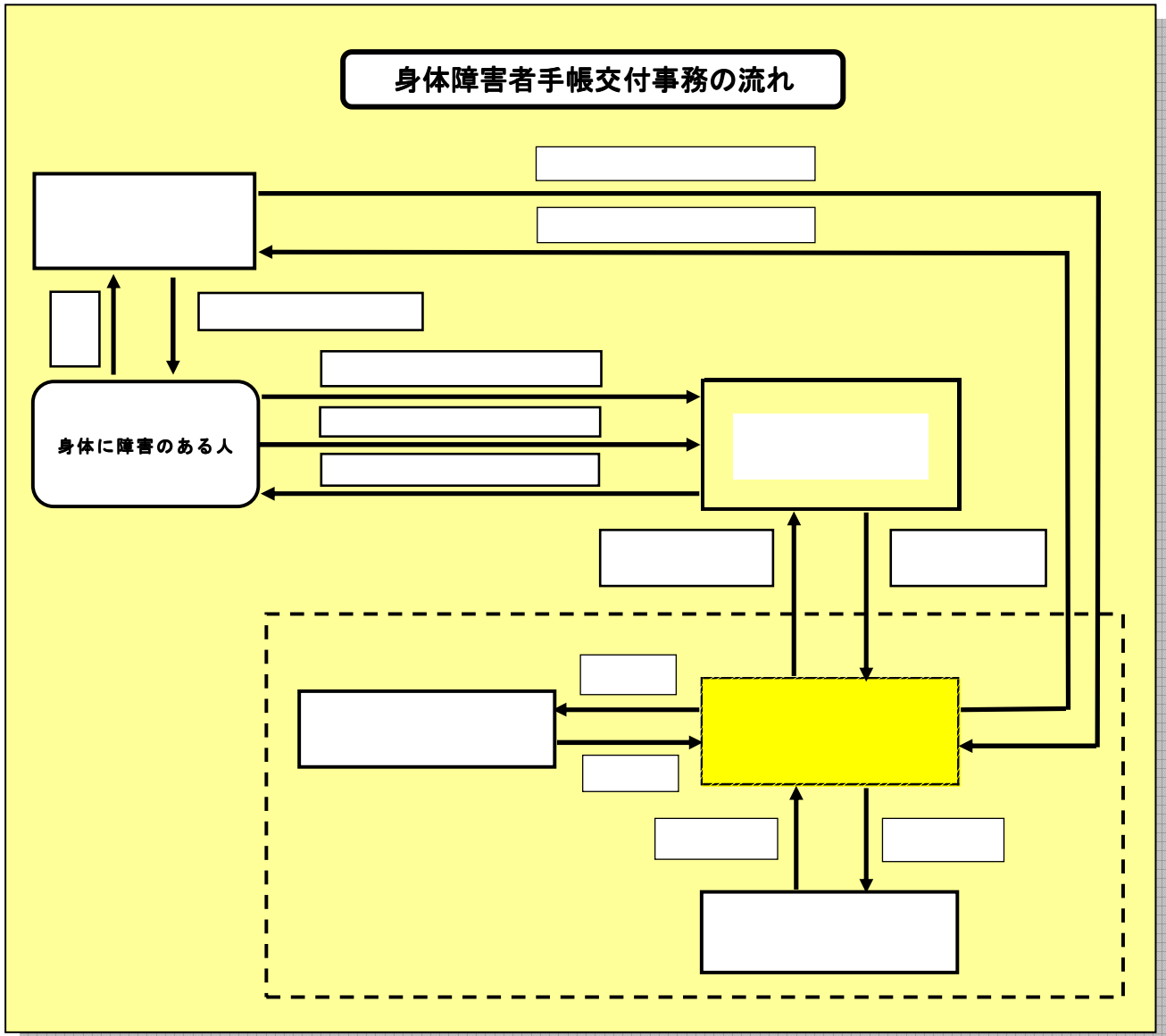
申請・処理状況
(平成22年度)

交付件数市町村別内訳 (政令市・中核市を除く)

申請種別	市町村	交付件数													計			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13				
申請種別	市町村																	

平成22年度の当所における身体障害者福祉法第15条に基づく身体障害者手帳の認定、交付件数は、新規が7,925件、等級変更等による再交付が2,930件で、合計10,855件となっている。障害区分別では、肢体不自由が最も多く5,400件(49.7%)、次いで内部障害の心臓機能障害が2,007件(18.5%)である。

なお、障害認定にあたっては、必要に応じて障害程度審査委員会及び社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会（医師により構成）へ審査等を依頼している。



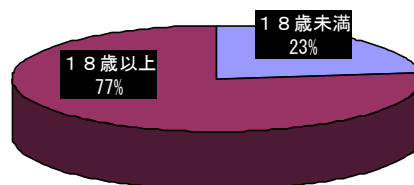
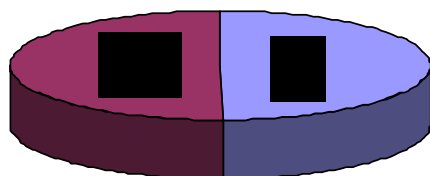
障害程度審査委員会の審査状況

(2) 療育手帳

所持者数（平成23年3月末現在）



年 齢



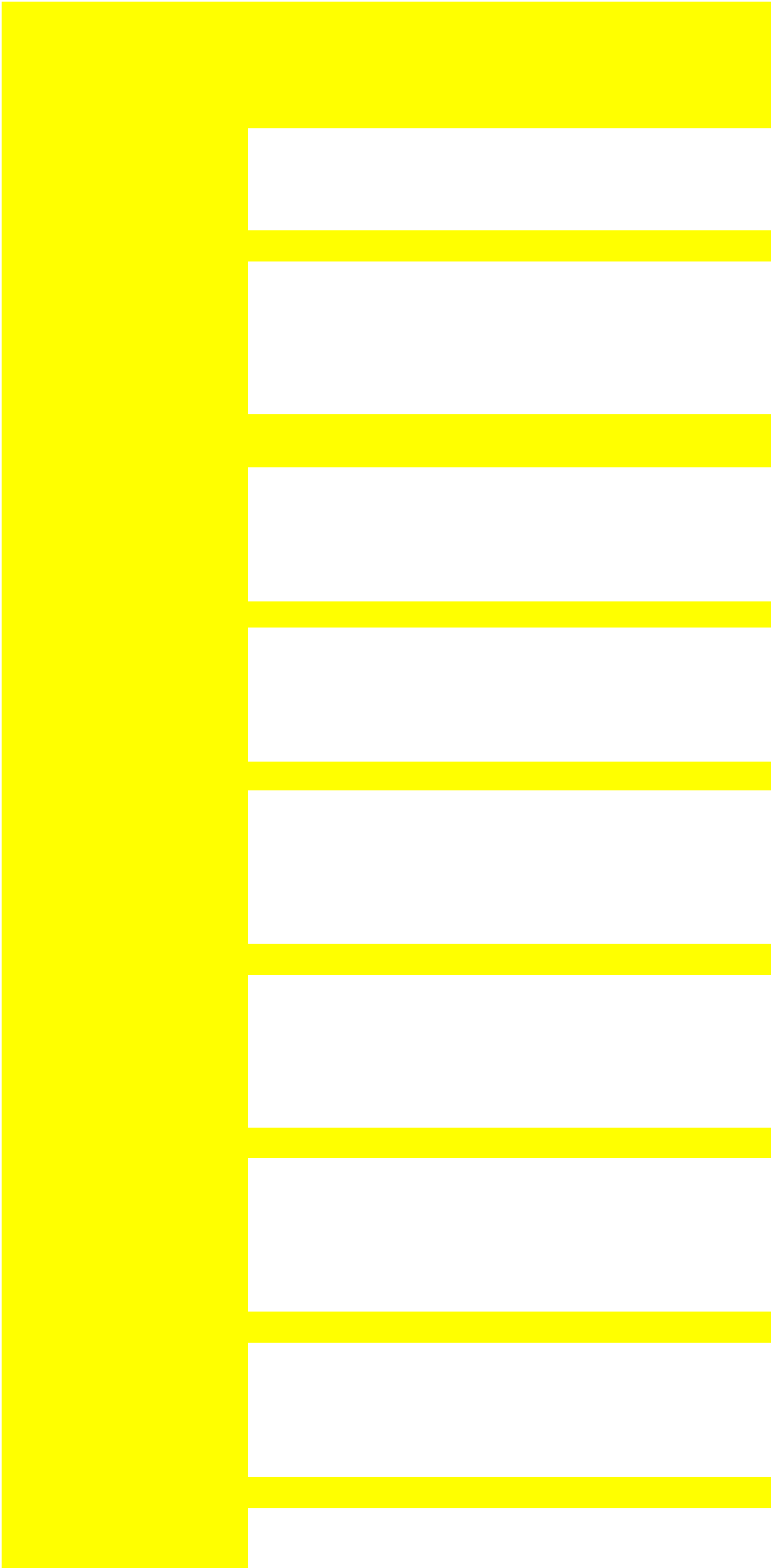
平成22年度末の県内の療育手帳所持者数は、対前年度比3.8%増で、その約7割が18歳以上、重度と中軽度の等級の割合は約半々となっている。

当所では、知的障害者の福祉の増進に資するため、本人・保護者（市町村経由）からの申請に基づき、政令市を除く全ての知的障害者に療育手帳を交付（再交付）している。

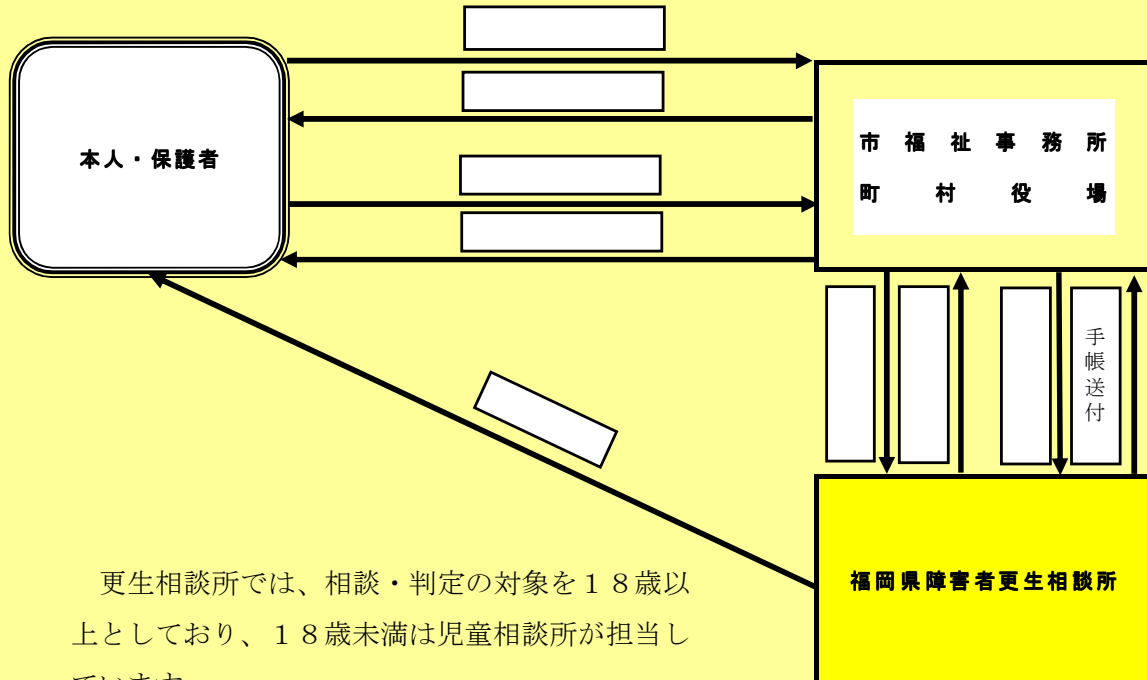
（当所所管の県域と政令市域の所持者数の割合は約半々）

交付件数（平成22年度：政令市を除く）

平成22年度の当所における療育手帳の交付件数は、前年度並みで、その内訳は、新規が約6割、再交付が約4割、等級別ではAが約3割、Bが7割となっている。



療育手帳交付事務の流れ



更生相談所では、相談・判定の対象を18歳以上としており、18歳未満は児童相談所が担当しています。

18歳以上でも在所延長等により児童福祉施設に入所している場合は、引き続き児童相談所で判定を行っています。

なお、療育手帳の交付は、全て当所で行っています。



2 身体障害者更生相談所業務

(1) 相談・判定の状況

年度	相談					判定					その他				
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
平成22年度															
平成21年度															
平成20年度															
平成19年度															
平成18年度															
平成17年度															
平成16年度															
平成15年度															
平成14年度															
平成13年度															
平成12年度															
平成11年度															
平成10年度															
平成9年度															
平成8年度															
平成7年度															
平成6年度															
平成5年度															
平成4年度															
平成3年度															
平成2年度															
平成1年度															

平成22年度の取扱人員は6,654人で、前年度に比べ79人（1.2%）上回った。内訳は、来所が111人（1.9%）増で、巡回が32人（5.3%）減となっている。

(2) 来所の状況

判定内容（完成品検査、適合判定②の内訳）

判定書等交付件数（自立支援医療③の内訳）

年度	判定内容									
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成22年度										
平成21年度										
平成20年度										
平成19年度										
平成18年度										
平成17年度										
平成16年度										
平成15年度										
平成14年度										
平成13年度										
平成12年度										
平成11年度										
平成10年度										
平成9年度										
平成8年度										
平成7年度										
平成6年度										
平成5年度										
平成4年度										
平成3年度										
平成2年度										
平成1年度										

年度	判定書等交付件数									
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成22年度										
平成21年度										
平成20年度										
平成19年度										
平成18年度										
平成17年度										
平成16年度										
平成15年度										
平成14年度										
平成13年度										
平成12年度										
平成11年度										
平成10年度										
平成9年度										
平成8年度										
平成7年度										
平成6年度										
平成5年度										
平成4年度										
平成3年度										
平成2年度										
平成1年度										

判定書等交付件数（平成22年度：補装具④の内訳）

平成22年度の補装具の判定書等交付件数は、対前年度比57件（2.3%）増で、内訳は、義足が32件（9.2%）減、車いすが34件（13.4%）増、補聴器が42件（14.8%）増となっている。

障害原因					

障害程度					

年齢					

電動車いすの判定書等交付件数は、約40件で、脳性麻痺による障害が大部分を占めている。

(3) 巡回相談の状況（平成22年度）

相談内容①の会場別内訳

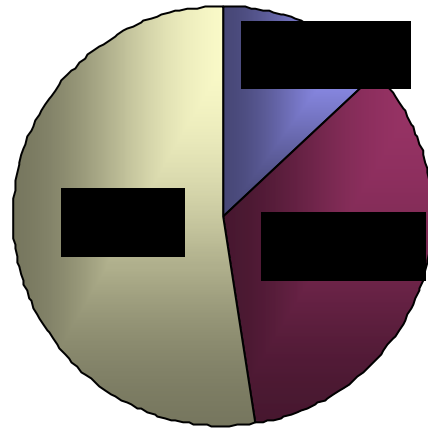
No.									
	4 / 15								
	4 / 20								
	5 / 11								
	5 / 12								
	5 / 20								
	5 / 21								
	5 / 25								
	6 / 1								
	6 / 9								
	6 / 18								
	6 / 23								
	6 / 25								
	7 / 1								
	7 / 2								
	7 / 16								
	7 / 27								
	8 / 10								
	8 / 17								
	8 / 24								
	9 / 7								
	9 / 8								
	9 / 16								
	9 / 22								
	9 / 28								
	10 / 1								
	10 / 5								
	10 / 21								

巡回相談は、平成19年度から、肢体不自由に係る補装具について実施しており、取扱人員は、ほぼ横ばいで推移している。

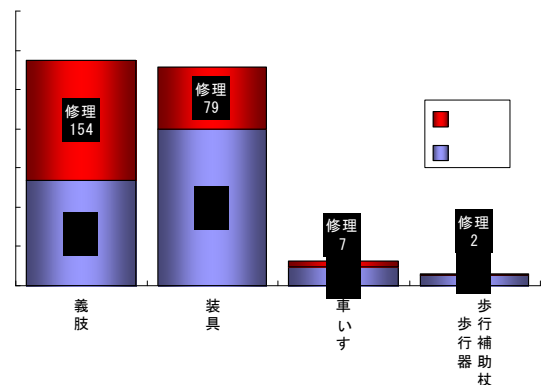
取扱実人員の手帳の有無・障害別内訳

取扱実人員の年齢・障害別内訳

取扱実人員の約半数以上が65歳以上で、50歳未満の方は約1割となっている。



判定書等交付件数④の内訳



平成22年度の判定書等交付件数は、前年度比13件(2.2%)増で、義足が19件(6.2%)減、装具が25件(9.9%)増となっている。

補装具(肢体不自由)判定書等交付件数の約9割を義肢・装具が占めている。

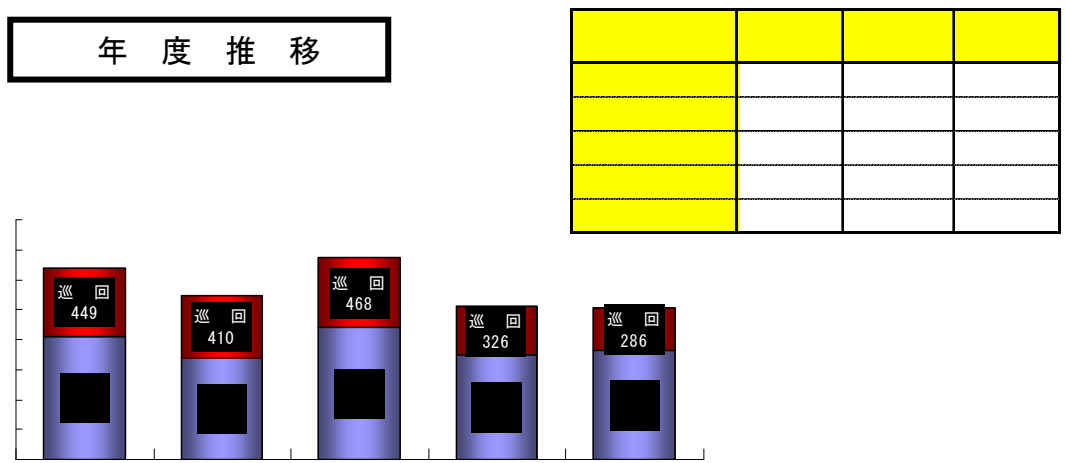
また、約6割が支給、約4割が修理となっている。

3 知的障害者更生相談所業務

(1) 相談・判定の状況

年度	相談件数	判定件数	判定結果					その他						
			要支援	要介護	自立	その他	不明	その他	不明	その他	不明			

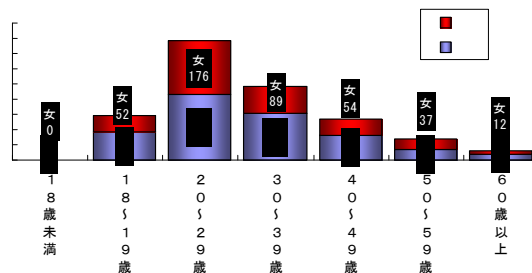
(2) 取扱実人員の内訳



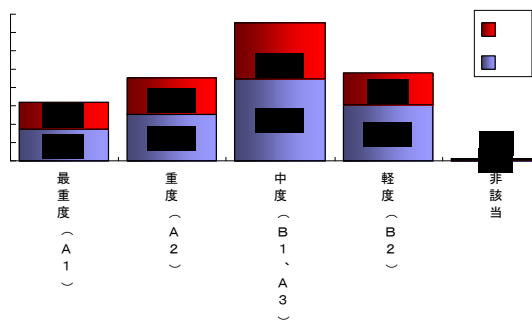
本人の身体障害や家族の高齢化など、来所ができない場合は、施設や市町村役場へ出向いて判定を実施し、利用者の利便を図るようにしている。

平成22年度の状況

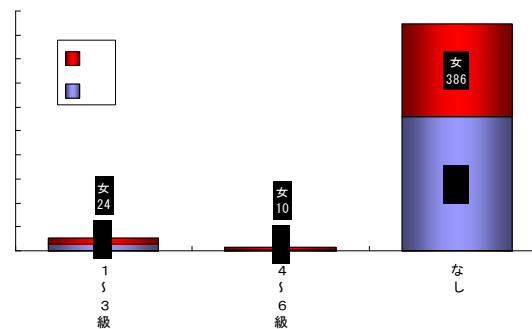
年齢男女別内訳



障害程度別内訳



手帳の有無別内訳

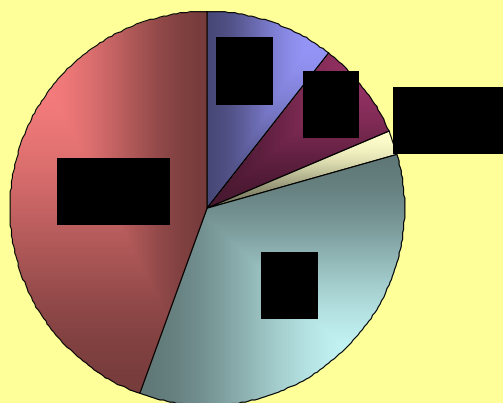


平成22年度の男女比は、男性58.5%、女性41.5%、年齢別では、20代が最も多く、30代を含めると全体の約6割を占めている。

また、障害程度別では、中度が37.2%と最も多く、最重度は約15%となっている。7%程度の方が、身体障害者手帳を有している。

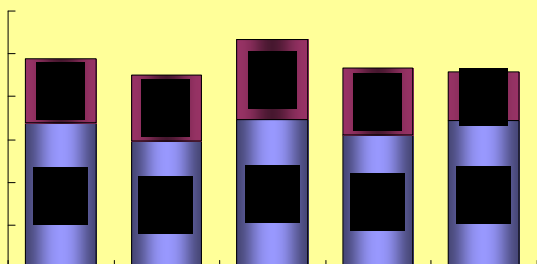
(3) 相談件数等の内訳

平成22年度
相談内容

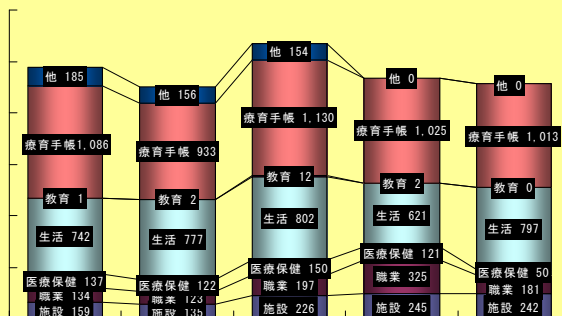


平成22年度の相談件数は2,283件で、この内、療育手帳の交付関係が44%と最も多く、次いで、経済的な相談など生活関係が35%、今後の施設利用などの相談が11%となっている。

相談（来所・巡回）の推移



相談内容の推移



相談の約3割が出張判定時の相談で、相談内容は、療育手帳が約4割、生活が約3割で推移している。

判定依頼に対する処理件数の推移

年次	①	②	③	④
平成20年度				
平成21年度				
平成22年度				

※④は(1)「相談・判定の状況」の①と②の合計

平成22年度判定書等交付数(延件数)

年次	①	②	③	④
平成20年度				
平成21年度				
平成22年度				

※計の数値は、(1)「相談・判定の状況」の③と④の合計

(4) 証明等取扱件数等の内訳 (平成22年度)

※情報提供は、他機関からの照会に対する回答

証明の発行目的は、障害基礎年金の関係が57.1%と多く、20代の障害程度中度の者が半数を占めている。



4 研修会・会議等の開催状況

(1) 福岡県・政令市更生相談所会議

日 時) 平成22年6月4日(金)
場 所) 県更生相談所
内 容) 身障分科会(補装具、更生医療)、知的分科会、身障手帳分科会

(2) 市町村、県保健福祉(環境)事務所身体及び知的障害者福祉担当者研修会

日 時) 平成22年7月23日(金)
場 所) 精神保健福祉センター研修室
参加者) 市町村、県保健福祉(環境)事務所、保護・援護課 119名
内 容) 身体障害者の援護、補装具、自立支援医療(更生医療)
身体障害者手帳、療育手帳

(3) 身体障害者(児)巡回相談打ち合わせ会議

日 時) 平成22年12月20日(月)
場 所) 県障害者更生相談所
参加者) 県保健福祉(環境)事務所、保護・援護課 18名
内 容) 平成23年度の身体障害者(児)巡回相談

(4) 身体障害者(児)巡回相談打ち合わせ会議

日 時) 平成23年1月26日(水)
場 所) 精神保健福祉センター研修室
参加者) 市町村、県保健福祉(環境)事務所、障害者福祉課、
保護・援護課 75名
内 容) 平成23年度の身体障害者(児)巡回相談

(5) 身体障害者(児)巡回相談打ち合わせ会議

日 時) 平成23年3月18日(金)
場 所) 県障害者更生相談所
参加者) 補装具業者 29名
内 容) 平成23年度の身体障害者(児)巡回相談等

(6) 実習、研修受け入れ

- ① 日 時) 平成22年4月28日(水)
対象者) 九州大学大学院人間共生システム専攻臨床心理学コース、
実践臨床心理学専攻コース院生 1年生 32名
内 容) 障害者更生相談所の業務、施設見学等
- ② 日 時) 平成22年9月30日(木)
対象者) 臨床研修医 2名
内 容) 障害者更生相談所の業務、施設見学等

III 参 考 资 料

1 社会資源名簿（関係機関）

（1）県及び政令市（本庁、障害者更生相談所）

（2）県保健福祉（環境）事務所

(3) 町村役場

那珂川町			
宇美町			
篠栗町			
志免町			
須恵町			
新宮町			
久山町			
粕屋町			
芦屋町			
水巻町			
岡垣町			
遠賀町			
小竹町			
鞍手町			
桂川町			
筑前町			
東峰村			
大刀洗町			
大木町			
広川町			
香春町			
添田町			
糸田町			
川崎町			
大任町			
赤村			
福智町			
苅田町			
みやこ町			
吉富町			
上毛町			
築上町			

(4) 市福祉事務所

大 牟 田 市			
久 留 米 市			
三 瀨 総 合 支 所			
城 島 総 合 支 所			
田 主 丸 総 合 支 所			
北 野 総 合 支 所			
直 方 市			
飯 塚 市			
田 川 市			
柳 川 市			
八 女 市			
黒 木 総 合 支 所			
立 花 支 所			
上 陽 支 所			
矢 部 支 所			
星 野 支 所			
筑 後 市			
大 川 市			
行 橋 市			
豊 前 市			
中 間 市			
小 郡 市			
筑 紫 野 市			
春 日 市			
大 野 城 市			
宗 像 市			
太 宰 府 市			
古 賀 市			
福 津 市			
う き は 市			
宮 若 市			
嘉 麻 市			
朝 倉 市			
み や ま 市			
糸 島 市			
二 丈 支 所			
志 摩 支 所			

	門 司 区 役 所			
	小 倉 北 区 役 所			
	小 倉 南 区 役 所			
	若 松 区 役 所			
	八 幡 東 区 役 所			
	八 幡 西 区 役 所			
	戸 畑 区 役 所			

	東区保健福祉センター			
	博多区保健福祉センター			
	中央区保健福祉センター			
	南区保健福祉センター			
	城南区保健福祉センター			
	早良区保健福祉センター			
	西区保健福祉センター			

(5) 精神保健福祉センター

福岡県精神保健福祉センター				
北九州市立精神保健福祉センター				
福岡市精神保健福祉センター				

(6) 児童相談所

福岡児童相談所				筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡（新宮町を除く。）
久留米児童相談所				久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
田川児童相談所				直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、小竹町、嘉穂郡、田川郡
大牟田児童相談所				大牟田市、柳川市、みやま市
宗像児童相談所				中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
京築児童相談所				行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
北九州市子ども総合センター				北九州市全域
福岡市こども総合相談センター				福岡市全域

(7) 女性相談所

福岡県女性相談所 TEL092-711-9874
福岡市中央区赤坂1-8-8

(8) 公共職業安定所 (ハローワーク)

福岡地区	福岡中央			福岡市中央区赤坂1-6-19	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1~2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇美町)
	福岡東			福岡市東区千早6-1-1	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)
	福岡南			春日市春日公園3-2	福岡市南区(那の川1~2丁目を除く。)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
	福岡西			福岡市西区姪浜駅南3-8-10	福岡市西区、糸島市
北九州地区	八幡			北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡
	八幡 若松出張所			北九州市若松区本町1-14-12	北九州市若松区
	八幡 戸畑分庁舎			北九州市戸畑区牧山1-1-15	北九州市戸畑区
	小倉			北九州市小倉北区萩崎町1-1-1	北九州市小倉北区、小倉南区
	小倉 門司出張所			北九州市門司区北川町1-1-8	北九州市門司区
	行橋			行橋市西宮市5-2-47	行橋市、京都郡、築上郡(築上町)
行橋 豊前出張所			豊前市大字八屋322-70	豊前市、築上郡(吉富町、上毛町)	
筑後地区	大牟田			大牟田市大正町6-2-3	大牟田市、柳川市、みやま市
	久留米			久留米市諏訪野町2401	久留米市(城島町を除く。)、小郡市、うきは市、三井郡
	久留米 大川出張所			大川市大字小保614-6	久留米市(城島町)、大川市、三潞郡
	八女			八女市馬場514-3	八女市、筑後市、八女郡
	朝倉			朝倉市菩提寺480-3	朝倉市、朝倉郡
筑豊地区	飯塚			飯塚市芳雄町12-1	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方			直方市大字頓野3334-5	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川			田川市弓削田184-1	田川市、田川郡

(9) 労働関係機関

福岡障害者職業センター				
北九州支所				
福岡障害者職業能力開発校				
福岡市障がい者就労支援センター				
I	北九州障害者就業・生活支援センター			
	障害者就業・生活支援センター 「デュナミス」			
	福岡県央障害者就業・生活支援センター			
	障害者就業・生活支援センター 「野の花」			
	障害者就業・生活支援センター 「じゃんぶ」			
	障害者就業・生活支援センター 「ほっとかん」			
	障害者就業・生活支援センター 「ちどり」			
	障害者就業・生活支援センター 「ちくし」			
	障害者就業・生活支援センター 「ばまゆう」			
	障害者就業・生活支援センター 「ちくぜん」			
	障害者就業・生活支援センター 「ぼるて」			
	障害者就業・生活支援センター 「B A S A R A」			
	障害者就業・生活支援センター 「エール」			

(10) 年金事務所

東福岡				福岡市（東区）、宗像市、古賀市、福津市、粕屋郡
博多				福岡市博多区
中福岡				福岡市中央区
西福岡				福岡市（西区、城南区、早良区）、糸島市
南福岡				福岡市（南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、筑紫郡、朝倉郡
久留米				久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、八女郡
小倉南				北九州市（小倉南区）、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
小倉北				門司区、小倉北区
直方				直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉徳郡、田川郡
八幡				北九州市（若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区）、中間市、遠賀郡
大牟田				大牟田市、柳川市、みやま市
年金相談センター 北九州				

(11) 特別支援学校

築城特別支援学校			○	○						○	○	○	○
小倉聴覚特別支援学校		○								○	○	○	
北九州視覚特別支援学校	○									○	○	○	○
北九州高等学園				○									○
古賀特別支援学校				○	○						○	○	○
福岡特別支援学校			○								○	○	○
福岡聴覚特別支援学校		○								○	○	○	
福岡高等聴覚特別支援学校		○											○
福岡視覚特別支援学校	○									○	○	○	
福岡高等視覚特別支援学校	○												○
特別支援学校福岡高等学園				○									○
小郡特別支援学校				○							○	○	○
久留米聴覚特別支援学校		○								○	○	○	
田主丸特別支援学校			○								○	○	○
柳河特別支援学校	○		○		○					○	○	○	○
筑後特別支援学校				○							○	○	○
川崎特別支援学校				○							○	○	
嘉穂特別支援学校				○							○	○	
直方豊学校		○								○	○	○	
直方養護学校				○							○	○	○
福岡中央特別支援学校				○							○	○	○
若久特別支援学校				○							○	○	○
屋形原特別支援学校				○	○						○	○	○
南福岡特別支援学校			○								○	○	○
東福岡特別支援学校				○							○	○	○
生の松原特別支援学校				○							○	○	○
今津特別支援学校			○								○	○	○
博多高等学園				○									○
門司特別支援学校					○						○	○	
北九州特別支援学校			○								○	○	○
八幡特別支援学校				○							○	○	○
小池特別支援学校				○							○	○	○
企救特別支援学校					○						○	○	○
小倉南特別支援学校				○							○	○	○
小倉北特別支援学校				○							○	○	○
八幡西特別支援学校			○		○						○	○	○
北九州中央高等学園				○									○
大牟田特別支援学校				○							○	○	○
久留米特別支援学校				○							○	○	○

(12) 県税事務所

博 多			福岡市博多区、南区
東 福 岡			福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
西 福 岡			福岡市中央区、城南区、早良区、西区、糸島市
筑 紫			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
北 九 州 東			北九州市門司区、小倉北区、小倉南区
北 九 州 西			北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡
田 川			田川市、田川郡（ただし課税については飯塚直方が所管）
飯 塚 ・ 直 方			直方市、飯塚市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡
久 留 米			久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
大 牟 田			大牟田市、柳川市、みやま市（ただし課税については久留米が所管）
筑 後			八女市、筑後市、大川市、三潞郡、八女郡（ただし課税については久留米が所管）
行 橋			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡（ただし課税については北九州東が所管）

(13) 法律相談・権利擁護

障 害 者 1 1 0 番			保健、医療、福祉、法律問題等に係る各種の相談
福 岡 県 地 域 福 祉 権 利 擁 護 セ ン タ ー			福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理サービス

(14) 発達障害者支援センター

福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」			
福岡県発達障害者支援センター「あおぞら」			
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」			
福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」			

(15) 福岡県高次脳機能障害支援拠点機関

福岡県身体障害者リハビリテーションセンター				【専門相談ホットライン】 月曜日～金曜日 午前 9:00～12:00 午後13:00～17:00 http://www.fukuoka-rehacenter.or.jp/
産業医科大学病院				月曜日～金曜日 9:00～17:00 http://www.uoeh-hospital.jp/hospital/index.html
久留米大学病院				月曜日～金曜日 http://www.hosp.kurume-u.ac.jp/
福岡市立心身障がい福祉センター				月曜日～金曜日 午前 9:00～12:00 午後13:00～17:00 http://www.fc-jigyoudan.org/aiai/s-a-0.html

